

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【公開番号】特開2014-173895(P2014-173895A)

【公開日】平成26年9月22日(2014.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2014-051

【出願番号】特願2013-44508(P2013-44508)

【国際特許分類】

G 01 T 7/00 (2006.01)

A 61 B 6/00 (2006.01)

【F I】

G 01 T 7/00 A

A 61 B 6/00 3 0 0 S

A 61 B 6/00 3 0 0 W

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月25日(2016.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放射線撮影装置において、

被写体を透過した放射線を検出し、電気信号に変換する放射線検出部と、

放射線受光面以外の部位に開口部を有し、前記放射線検出部を収納する筐体と、

前記開口部に取り付けられるカバー部材と、

前記開口部の周縁部に配置された、当該装置の内部と前記開口部との間をシールするための第1のシール部材と、

前記カバー部材の内側に配置された、前記カバー部材の内部と前記開口部との間をシールするための第2のシール部材とを有し、

前記カバー部材から押圧を受けることで、前記第1のシール部材および前記第2のシール部材による当該装置の密閉性を向上することを特徴とする放射線撮影装置。

【請求項2】

前記開口部には所定の機器を収納可能とするホルダを有し、

前記第1のシール部材は、前記開口部の周縁部と前記ホルダとの間に配置されることを特徴とする請求項1に記載の放射線撮影装置。

【請求項3】

前記第2のシール部材は、前記カバー部材と前記ホルダとの間に配置されることを特徴とする請求項2に記載の放射線撮影装置。

【請求項4】

前記第1のシール部材及び第2のシール部材がそれぞれ前記ホルダと当接することで、当該装置と前記所定の機器の収納部が密閉されることを特徴とする請求項2又は3に記載の放射線撮影装置。

【請求項5】

前記所定の機器はバッテリであって、前記バッテリと前記カバー部材が一体で構成されることを特徴とする請求項2～4のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項6】

前記ホルダは、前記カバー部材を固定するためのロック手段を少なくとも1つ有し、前記ロック手段は、前記開口部の内側で前記第1のシール部材と前記第2のシール部材との間に配置されていることを特徴とする請求項2～5のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項7】

前記ロック手段を複数個有し、それぞれが独立に摺動可能であることを特徴とする請求項6に記載の放射線撮影装置。

【請求項8】

前記ロック手段を解除すると、前記カバー部材が浮き上がらせるポップアップ機能を、前記第1のシール部材と前記第2のシール部材が有することを特徴とする請求項6又は7に記載の放射線撮影装置。

【請求項9】

前記カバー部材の着脱を検知する検知センサを有し、前記カバー部材が離脱され、又は前記カバーが正常に取り付けられていないと検知したときには、当該装置は動作しないようにすることを特徴とする請求項1～8のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項10】

前記第1のシール部材は、弾性部材または粘着体であることを特徴とする請求項1～9のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項11】

少なくとも前記第1のシール部材は、弾性部材であることを特徴とする請求項1～9のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項12】

被写体を透過した放射線を検出し、電気信号に変換する放射線検出部と、
開口部を有し、前記放射線検出部を収納する筐体と、
前記開口部に着脱可能に固定されるカバー部材と、
前記開口部の周縁部に配置され、前記筐体の内部と外部とを隔てる第1の部材と、
前記カバー部材の内側に配置され、前記カバー部材から押圧を受けた状態で前記カバー部材の内部と前記筐体の外部とを隔てる第2の部材と、を有することを特徴とする放射線撮影装置。

【請求項13】

前記開口部に設けられ、所定の機器を収納するホルダを有し、
前記第1の部材は、前記開口部の周縁部と前記ホルダとの間に配置されることを特徴とする請求項12に記載の放射線撮影装置。

【請求項14】

前記第2の部材は、前記ホルダと前記カバー部材との間に配置されることを特徴とする請求項13に記載の放射線撮影装置。

【請求項15】

前記所定の機器はバッテリであって、前記バッテリと前記カバー部材が一体で構成されることを特徴とする請求項13又は14に記載の放射線撮影装置。

【請求項16】

被写体を透過した放射線を検出し、電気信号に変換する放射線検出部と、
開口部を有し、前記放射線検出部を収納する筐体と、
前記開口部に設けられるホルダと、
前記ホルダに着脱可能に固定され、カバー部材とバッテリを含むバッテリ部と、
前記開口部の周縁部と前記ホルダとの間に配置され、前記筐体の内部と外部とを隔てる第1の部材と、
前記ホルダと前記バッテリ部との間に配置され、前記バッテリ部から押圧を受けた状態で前記筐体の内部と外部とを隔てる第2の部材と、を有することを特徴とする放射線撮影装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記を達成するために本発明は放射線撮影装置において、被写体を透過した放射線を検出し、電気信号に変換する放射線検出部と、放射線受光面以外の部位に開口部を有し、前記放射線検出部を収納する筐体と、前記開口部に取り付けられるカバー部材と、前記開口部の周縁部に配置された、当該装置の内部と前記開口部との間をシールするための第1のシール部材と、前記カバー部材の内側に配置された、前記カバー部材の内部と前記開口部との間をシールするための第2のシール部材とを有し、前記カバー部材から押圧を受けることで、前記第1のシール部材および前記第2のシール部材による当該装置の密閉性向上することを特徴とするものである。